

(仮 訳)

2011年8月24日

支払・決済システム委員会

証券監督者国際機構

## メディアリリース

### CPSS-IOSCOによる店頭デリバティブデータ（取引情報）の 報告及び集約の要件に係る報告書の公表について

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、本日、取引情報蓄積機関（TR）によって収集・保管・提供されるべき店頭デリバティブデータに関する市中協議報告書を公表した。

両委員会は、TRがそうしたデータを集中的に収集することで、当局及び公衆に対してより正確な情報を適時に提供できるようになるとの見解を支持する。このことを通じて、市場の透明性の向上や、市場阻害行為の防止が図られるとともに、金融の安定が促進される。

本報告書は、金融安定理事会（FSB）が2010年10月に公表した報告書「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」の勧告19に対応するものである。同勧告は、CPSSとIOSCOに対し、各国当局及び店頭デリバティブ監督当局者会合（OTC Derivatives Regulators Forum）と協議の上、①データの報告に関する最低要件及び標準フォーマット、②グローバルベースでデータを集約するための方法及びメカニズムを整備するよう求めている。最終報告書の提出期限は、2011年末とされている。

本報告書が提案している要件及びデータのフォーマットは、TRに報告を行う市場参加者と、公衆及び当局に報告を行うTRの双方に適用される。また、報告書では、現在TRが扱っていない特定の情報が、システムック・リスクや金融の安定性の評価に有用であることを指摘し、こうしたギャップを埋めるための選択肢についても検討している。

本報告書は、当局によるデータへのアクセスを向上させるための方法やツールなど、当局及び報告主体によるデータへのアクセスに係る論点も取り上げている。データの公表は、全ての関係主体による店頭デリバティブ市場の理解を向上させ、投資家保護を下支えするとともに、市場規律の発揮を促進すると述べられている。

本報告書はまた、当局が店頭デリバティブデータを集約する上で必要とするメカニズムやツールも検討対象としている。報告書は、店頭デリバティブデータの集約に不可欠なツールとして、標準的な取引主体識別子（LEI）のシステムを提唱している。さらに、TRがLEIの構築に積極的に参加し、発足後は同システムを利用することを勧告している。世界的なLEIの導入には国際協力が必要となるため、更なる国際的な協議が有益とされている。

報告書では最後に、CPSSとIOSCO、又はFSBが声明を公表し、店頭デリバティブ商品の標準的分類システムが、当局との協議を踏まえつつ、業界主導により適時に構築されるよう求めることを勧告している。

報告書とともに公表されるカバーノートには、両委員会が市中協議期間中に意見を募集する具体的な論点が記載されている。

報告書に対する意見は、全ての関係者から、2011年9月23日を期限として募集する（下記注3参照）。

市中協議期間の後、CPSSとIOSCOは受領した全ての意見を検討し、2011年末までに最終報告書を公表する。

## 注記

1. 「店頭デリバティブデータ（取引情報）の報告及び集約の要件に係る報告書」は[ここ](#)より入手可能である。
2. カバーノートは[ここ](#)より入手可能である。
3. 報告書に対する意見は、CPSS事務局（[cpss@bis.org](mailto:cpss@bis.org)）とIOSCO事務局（[OTC-Data-Report@iosco.org](mailto:OTC-Data-Report@iosco.org)）の双方宛てに、2011年9月23日までに送付されたい。それらの意見は、提出者から非公表とする要請がない限り、国際決済銀行（BIS）及びIOSCOのウェブサイトで公表される。
4. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、中央銀行が、支払・決済の仕組みや、クロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリング及び分析を行うためのフォーラムである。CPSS事務局は、BIS内に置かれている。CPSSに関する情報及びCPSSの公表物は、BISのウェブサイト（[www.bis.org/cpss](http://www.bis.org/cpss)）より入手可能である。
5. 証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。専門委員会は、IOSCOの理事会により設置された専門的なワ

ーキング・グループであり、世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局で構成されている。同委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。

6. 両委員会とも、金融安定理事会（FSB）により国際基準設定主体として承認されている（[www.financialstabilityboard.org](http://www.financialstabilityboard.org)）。
7. 両委員会のために作業を遂行したタスクフォースでは、フレデリク・エルボ（フランス銀行）、スジート・プラサード（インド証券取引委員会）、デーヴィッド・ヴァン・ワグナー（米国商品先物取引委員会）が共同議長を務めた。

以 上